佐賀県告示第89号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成 25 年 3 月 15 日から平成 25 年 4 月 15 日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 3 月 15 日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類	道路の区域			
追路の種類 及び路線名	区間	変更前	幅員	延長
X O'III		後の別	メートル	メートル
県道	鳥栖市曽根崎町字原口	後	43.0~	1,298.0
鳥栖朝倉線	1484 番 1 地先から		16.0	
	鳥栖市飯田町字前田 75 番			
	2 地先まで			
	鳥栖市曽根崎町字原口	前	41.6~	1,227.3
	1484 番 1 地先から		16.0	
	鳥栖市飯田町字前田 75 番			
	2 地先まで			
	鳥栖市飯田町字中ノ坪 443		27.0~	200.0
	番6地先から		16.0	
	鳥栖市飯田町字飯本 99 番			
	1 地先まで			